

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 1 0 8 号)

令和8年7月7日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第 1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求

令和 7 年 1 月 31 日、審査請求人は、大津市情報公開条例（平成 14 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対して「第三者行為による傷病届（事件（事故以外））の通知書及び納付書の職員用の様式（関係書類）を全部」の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和 7 年 2 月 14 日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書について、

(1) 第三者行為による傷病届（交通事故以外）の提出後に相手方に対して送付する通知書（以下「通知書」という。）の様式

(2) 第三者行為による傷病届（交通事故以外）の提出後に相手方に対して送付する納付書（以下「納付書」という。）の様式

と特定し、納付書を公開し、通知書は不存在とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和 7 年 3 月 26 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求の趣旨

1 納付書について、大津市財務規則（平成 9 年規則第 73 号。以下「財務規則」という。）第 29 条第 1 項の規定は、納付書ではなく納入通知書である（出納室は第三者行為による傷病届の所管ではない）。

2 通知書は第三者行為による傷病届の内にある確約書の様式を使用する（通知書及び納付書の一式）。

3 公文書の公開をしない理由が不正確である。

4 公開請求した内容の（関係書類）ではないし偽りがある。

5 公文書の存否が不明。

第 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 納入通知書は第三者がいらない場合（市と納入者の二者）で、第三者行為による傷病届は市と加害者と被害者の三者がいるため通知書（金不記載）及び納付書（金記載）の一式（様式）とな

る。

- 2 市が代理権の確約書は、納付者の加害者に通知（送付）し記入させ、それを受給者の被害者にも通知（送付）するから通知書である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 第三者行為による傷病届（交通事故以外）に基づく損害賠償の直接請求事務については、会計検査院の「国民健康保険等における第三者行為に係る求償事務の実施について」を受け、より適切に第三者直接求償事務を行うために、平成30年4月より、滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することとなった。以降、加害者への直接請求については、国保連合会が納入通知書の作成・送付・収納まで行っている。但し、国保連合会に委託しない事案が発生した場合においては、財務規則第29条第1項に規定する様式に基づく納付書を送付することが想定されるが、実施機関において通知書の様式は保有していない。従って、通知書の様式は不存在とし、納付書のみを公開の対象とした。
- 2 審査請求人は、公開を受けた納付書の様式について、公開請求として求めた関係書類ではないと主張するが、実施機関としては、国保連合会に委託しない事案が発生した場合の納付書にあたるものは、公開した財務規則第29条第1項に規定する「納入通知書兼領収済通知書兼納入書兼領収証書」であるため、求めに応じた公開であって、この様式以外に関係書類は存しない。
- 3 審査請求人が主張する、公開文書の存否が不明であるといった点については、前説のとおり、通知書の様式は所持しておらず、納付書の様式は公開したものである。
- 4 審査請求人が主張する、財務規則第29条第1項の規定では、納付書ではなく納入通知書であり、納入通知書の所管課である出納室は第三者行為による傷病届の所管ではないとする点については、同規則同条同項では、調定をしたときは、納入義務者に対し地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第154条第3項の規定による納入通知書（様式第1号）を交付して、当該歳入についての納入の通知をしなければならない旨を定めたものである。よって、本市が第三者への直接請求をする場合に、納付書として使用するものである。
- 5 審査請求人が主張する「第三者行為による傷病届の通知書」について、通知書は第三者行為による傷病届の内にある確約書の様式のことであると主張する点については、確約書は第三者が損害賠償金を支払うことを確約するための書類であって通知書ではない。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件公開請求について
本件公開請求は、審査請求人が、実施機関が保有する通知書及び納付書の様式の公開を求めるものである。
- 2 本件審査請求に係る争点について
実施機関は、納付書の様式については財務規則第29条第1項の様式と特定し公開し、通知書については不存在であるため非公開とし本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、納付

書については審査請求人が求めるものではなく公文書の特定に問題がある旨を主張し、また、通知書については国保連合会が定めている確約書の様式を公開するべきである旨を主張している。

したがって、本件の争点については、納付書について財務規則第29条第1項に規定する納付書であると特定し公開した実施機関の判断は妥当か、また、通知書について不存在とした実施機関の判断は妥当かの2点と捉えて以下検討する。

3 本件審査請求の検討

(1) 「納付書」の公開について

実施機関によると、第三者行為による傷病届（交通事故以外）に基づく損害賠償の直接請求事務については、平成30年4月より、国保連合会に委託することとなっており、以降、加害者への直接請求については、国保連合会が納入通知書の作成・送付・収納まで行っている。国保連合会に委託しない事案が発生した場合においては、財務規則第29条第1項に規定する様式に基づく納付書を送付することが想定されるとのことである。

審査請求人が主張する、納付書ではなく「納入通知書」であり、納入通知書の所管課である出納室は第三者行為による傷病届の所管ではないとする点については、実施機関が弁明するとおり、財務規則第29条第1項の規定では、調定をしたときは、納入義務者に対し自治令第154条第3項の規定による納入通知書（財務規則様式第1号）を交付して、当該歳入についての納入の通知をしなければならない旨を定めたものであって、この様式は保険年金課の事務に限らず他所属の出納事務でも使用するものであり、実施機関が第三者への直接請求をする場合にも納付書として使用することが想定されるものであることについては、この点の実施機関の主張には首肯することができる。

また、審査請求人は、公開を受けた納付書の様式について、公開請求として求めた関係書類ではないと主張するが、実施機関としては、国保連合会に委託しない事案が発生した場合の納付書にあたるものは、公開した大津市財務規則第29条第1項に規定する「納入通知書兼領収済通知書兼納入書兼領収証書」であるため、求めに応じた公開であって、この様式以外に関係書類は存しないとの実施機関の主張にも首肯することができる。

以上から、納付書を対象公文書と特定し公開した実施機関の判断について不合理な点は認められない。

(2) 「通知書」の不存在について

前述のとおり、第三者行為による傷病届（交通事故以外）に基づく損害賠償の直接請求事務については、平成30年4月より、国保連合会に委託することとなっており、以降、加害者への直接請求については、国保連合会が納入通知書の作成、送付及び収納まで行っている。事務局より実施機関に確認したところ、確かに関係者から窓口にて傷病届に係る問い合わせがある場合に備え、国保連合会が定めた確約書の様式は保有しているものの、通知書の様式は保有していなかった。したがって、実施機関の処分理由及び弁明に不合理な点はないので、審査請求人が、公文書の公開をしない理由についてその理由が不正確であると主張する点及び公開文書の存否が不明であると主張する点については主張に理由がないといえる。

また、審査請求人が主張する「第三者行為による傷病届の通知書」について、通知書は第三

者行為による傷病届の内にある確約書の様式のことであると主張する点については、実施機関の主張のとおり、確約書は第三者が損害賠償金を支払うことを確約するための書類であって通知書ではない。この点は、一般的に相手方に送る書類全てを通知書と呼称しないことは勿論であるし、公文書の特定について本件公開請求に係る請求書の表現からしても確約書まで含まれないと判断したことは妥当であると思料する。

以上から、通知書を不存在として非公開と判断した実施機関の判断について不合理な点はないといえる。

4 結論

以上のとおりであるから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 4月25日	諮問書の受理
令和8年 1月28日	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づく委員による調査手続
令和8年 2月12日	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づく委員による調査手続
令和8年 5月26日	審議
令和8年 7月 7日	答申